

研究ノート

開拓使による河川サケ漁の「テス網」と夜漁の禁止

山田伸一

キーワード サケ (Salmon)・アイヌ (Ainu)・環境史 (Environmental history)・漁業規制 (Fishery regulation)

はじめに

明治初期の北海道において、開拓使やそれに続く三県は河川のサケ漁に対する規制を強化していった。サケは産物として大に見込みがあるとの認識に立ち、製品化や漁獲量増加を積極的に図ったことが、こうした規制の背景にあった^①。開拓使や三県はこの時期、米国を見本としたサケの人工孵化技術の導入を模索し続けてもいた。自然界に存在する生物であるサケに対して人為的な働きかけを強めていく過程が進行していたと言いうこともできる^②。

本稿では、この時期の河川でのサケ漁規制に関わる諸法規のなかで、一八七六年八月二十八日開拓使乙第九号布達に焦点を当て、その制定過程とそれが引き起した波紋について事実関係を整理し、問題点を考察することを指す。サケ漁規制の制度史をたどるとき、この布達は北海道全体の河川を対象として「テス網」による漁と夜間の漁を禁止したものと位置づけられる。「テス網」はアイヌ語のテシ (teshi) に対応する語だ。テシは、川の流路を横断するように木の枝などで柵状の構造物を作ってサケの進路を遮り、小ぶりの網でさくうなどして漁獲する漁法を指す^③。

私は以前、この時期の河川でのサケ漁規制とアイヌ民族との関係について、

個々の河川を取り上げる形で論じたことがある。石狩川の支流である千歳川、道南の噴火湾に注ぐ遊楽部川、道東の十勝川の三つの河川だ^④。これらの個別研究によって、サケ漁規制やサケ「繁殖保護」のための諸施策（種川法や人工孵化事業）の展開過程について、河川ごとの多様性をふまえた理解を深めることができたが、なお課題を残していると感じる。たとえば次の三つのような課題だ。

第一に、これら三河川についての研究だけでは、北海道内に多数ある河川の多様性には応えきれず、他の河川についてもさらに個別研究を重ねる必要がある。第二に、これらの個別研究の対象時期はせいぜい十九世紀末までにとどまっている。先住民との関係や生物資源管理など、河川におけるサケ漁規制をめぐる諸問題はその後現在に至るまで継続しており、それ以降の時期の検討が必要だと思われる。第三に、これらの研究では、全道に適用された個々の法令については、研究対象とした個別河川のサケ漁に与えた影響を検討するのに集中しがちで、その法令がなぜその時に、誰がどのように関わって制定に至ったのかといった面には踏み込めていない。本稿は主にこの第三の課題に応えようとするものだ。

井上勝生「内村鑑三と石狩川サケ漁、アイヌ民族」（以下井上論文）はこの課題に関わって重要な問題提起をしている^⑤。井上論文の多岐にわたる論点のうち、本稿にとって特に重要なのは、一八七六年八月二十八日開拓使乙第九号布達は、漁場持廃止を内容とする同年九月二十一日乙第十号布達に先立ってアイヌ民族のサケ漁を規制したもので、両者の関連を無視して前者の目的を「資源保護」と理解してはならない、との主張だ。漁場持廃止とは、一八六九年十月に開拓使がそれまでの場所請負人を漁場持と改称して各場所の経営を続けさせていたものを、全面的に廃止したものだ^⑥。私自身、開拓使による狩猟規制やサケ漁規制に生物資源の管理という性格を見てとって研究を重ねる一

方で、同時期に進行していた場所請負制から漁場持への移行、その解体という問題にはあまり関心を払ってこなかったから、井上論文のこの指摘には痛いところを衝かれた思いがする。ただし、井上論文はこれらの布達の具体的な制定過程などに踏み込んで史料を検討してはおらず、本稿を含む後続の研究がどう応えるかが問われている。

なお、井上論文には「テス網」漁や夜漁の禁止は「資源保護」を目的としたものではない、と主張しているかのよう受けとれる記述が混じる。議論の整理のためにあえて単純化して述べると、私自身はこの布達を含め開拓使や三県の一連の措置について「資源保護」ではなく、先住民族の生業否定なのだ、といった枠組みで論じることには抵抗を感じる。「繁(蕃)殖保護」などを目的とした政策や制度が先住民族の生業活動を侵害するという構造がある、との認識に立ち、その構造を解き明かしたい、という問題意識を抱いていることとだ。もちろん「繁殖保護」といった表看板を掲げたからといってその制度や政策が生物資源の持続的な利用に有効だとは限らない。それらの有効性を多角的に検証することも目指したい。

一 布達の特徴と疑問点

一八七六年八月二十八日開拓使乙第九号布達は、次のようなものだ(以下、読点は引用者による)⁽⁷⁾。

鮭漁中テス網ヲ以川流ヲ張切候義ハ、上流漁業ノ妨タルハ勿論、魚苗減耗ノ大害ニ有之、既ニ一般差止置候処、根室支庁管下ハ未タ更正無之趣ニ付、自今テス網張切並夜中ノ鮭漁ハ一切禁止候条、此旨布達候事

河川におけるサケ漁のうち「テス網」によるものと夜間の漁を禁止することを定めている。「テス網」禁止の理由としては、上流漁業の妨げになることと

「魚苗減耗ノ大害」であることの二点を挙げる。

だが布達の文面は、こう要約した内容をまっすぐに述べてはいない。いくつか引っかけかりを覚えるところがある⁽⁸⁾。以下、三つの点について記す。

(一) 「テス網」はすでに禁止されていたのか

引っかけかりの一つめは、「既ニ一般差止置候処」の部分だ。「テス網」による河川でのサケ漁はすでに一般に禁止しているのだという事実認識は正しいのだろうか。

今回改めて開拓使の布令類をめぐってみたが、「テス網」漁禁止を定めたものはやはり見当たらない。あえて挙げれば、豊平・発寒・琴似・篠路の諸川のサケ漁を規制した一八七三年十月三日の開拓使札幌本庁無号達の但書に「杭木取立張網致俗ニウライ網ト唱へ候」ものを禁止したものであるだけだ。ウライ(Uray)は河川の流路を横断するように構造物を作る点はテシと類似するが、魚が入ったら出られない箱状の仕掛け、つまり築を用いるもので、テシとは別個の漁法だ⁽⁹⁾。対象河川を限った達であることを考えても、「既ニ一般差止置候処」がこれを指しているとは考えにくい。

この点について高倉新一郎『アイヌ政策史』は、「ウライは札幌附近に於て明治六年十月三日達に依つて禁止され、テス網は既に明治以前に於て禁止されて居、根室支庁管下に於ける明治九年八月廿八日乙第九号に依る禁止はその法文化であつた」と説明する⁽¹⁰⁾。また高倉「サツポロのウライ」は、「場所制度が確立して、場所の漁業権は知行主、そして場所請負の手に移っても、すくなくとも形の上ではこの原則(「和人の漁場は海岸に限り、川上のアイヌの生活は従来通りその自由に任せる」)が守られ、川下の漁業でテシ即ち網を両岸に張り切つて鮭の溯上を妨げる張り切り網を設けることは禁止されていた。幕末に起こつた西別川の釧路・根室両場所、別当賀川・風連川の厚岸・根室両場所のアイヌの鮭漁業権の境界争等は何れも上流アイヌと下流アイヌとの、結局はテシ使用の有無に関する争論であつた」とする⁽¹¹⁾。

これらの記述を支えるのは、高倉新一郎「アイヌの漁獵権について」¹²⁾と思われる¹³⁾。この論文は、一八二〇年代にフウレン・ベトカ両川において、一八五〇年代にニシベツ川(西別川)において発生した漁業の権利をめぐるアイヌの地域集団どうしの紛争について論じる。下流部に設置された「留網」がサケの溯上を妨げることを争点とした双方の応酬のなかに、「留網」はすでに禁止されているはずだ、との主張が見られ、蝦夷地の河川のなかには「留網」の禁止が規範としてある程度の範囲の人びとに共有されていたところもあったのかもしれない、と思わせる。

ここで指摘しておきたいのは、この論文およびその使用史料を読んでも、問題となっているのは「留網」であり、「テス網」やそれに類する語は登場しないということだ¹⁴⁾。この論文の論証を根拠に一八七六年より前に「テス網」は禁止されていたとするのは、安政期の史料中の「留網」と開拓使布達中の「テス網」を検討や説明を欠いたまま同一視したもので、議論の丁寧さを欠いている。

一方、瀬川拓郎『アイヌ・エコシステムの考古学』は、通詞だった加賀家の文書のなかでは安政期の西別川で問題となった網を「テシ」と記し、松浦武四郎の『戊午日誌』ではこれを「和人振の網」としていることを紹介する。そして、関秀志氏はこれを松浦武四郎が他の日誌類のなかで張着網・張網・留網などと呼んだ河口部など水量が多い場所に張った網で、請負人が導入した漁法であるとして述べて、さらに一八七六年乙第九号布達が禁止した「テス網」も「和人振」の留網ではなかったかと思われる、とする¹⁵⁾。ここからは、それぞれの史料中の「留網」や「テス網」が具体的に何を指すのかに注意を払った議論が必要だと言えるだろう。

少なくとも、高倉氏の一連の研究が、北海道島のすべての河川について「テス網」あるいはテシの禁止が規範として確立していたことを論証してはいないことは確かだ。明文規定がなくてもすでに禁止されていたのをこの布達が法文化したという『アイヌ政策史』の説明に合致する河川が仮にあったとしても、

それは一部に過ぎず、その説明が合致しない河川もあるのではないか、との強い疑問をもつ。一八五〇年代の蝦夷地各地の河川でテシが用いられている記録に接すると¹⁶⁾、それらのテシのすべてが上流のサケ漁を完全に妨げ、サケが生命を再生産する営みに決定的な打撃を与えていたとは思えない。しばしば軋轢を生じさせながらも、テシの設置の際にはサケの進路を完全に妨げるのは避ける、期間を限るといった約束事とその河川に関わる人たちに共有されていた河川も少なからずあるのではないか。

なお、一八二〇年代のフウレン・ベトカ両川、一八五〇年代のニシベツ川の「留網」については、アイヌ民族は労働者として実作業に従事しているものの、その実質的な設置主体は場所請負人だと思われる点も確認しておくべきだろう¹⁷⁾。「テス網」が何を指すつもりだったかについては、一八七六年開拓使乙第九号布達はアイヌ民族の自給用サケ漁の制限を意図したものだ、と頭から決めつけることはできない。

こうした点について、史料の精査による検討が必要だろう。そのための用意は今の私にはなく、今後の作業が必要なることを指摘しておくにとどめる。

(二) なぜ根室支庁管内だけに言及しているのか

引っかかりの二つめは、この布達が全道に効力を及ぼす開拓使布達でありながら、根室支庁管内における「テス網」禁止不徹底への対策であるかのような文面をしていることだ。法令の発し方として不自然な感じがする。布達が発せられた時点で注目することで、この引っかかりを解くことはできないだろうか。この布達の起案から決定までの最終的な決定手続きそのものの文書は見いだせていない。八月二十八日に、鈴木大亮七等出仕から根室支庁の折田平内幹事に宛てて次の【A】が、札幌本庁の堀基中判官と調所広丈少判官、函館支庁の杉浦誠三等出仕と柳田友卿七等出仕に宛てて【B】が、この布達と黒田長官の告諭書を添えて発せられたことが確認できる¹⁷⁾。

【A】

折田幹事殿

鈴木大亮（印）

其支庁下従来漁業之風習相改、新場開業勸誘之義ニ付、別記布達並告諭書御達相成候際、至急一般ニ御達方御取計可有之旨、長官殿被申聞候、依テ此段申進候也

九年八月廿八日

追伸、本庁並函館管内へ布達之義ハ、両庁へ相達置候間、為御心得此段申添候也

【B】

杉浦三等出仕殿

堀中判官殿

鈴木大亮（印）

調所少判官殿

柳田七等出仕殿

根室支庁管下従来漁業之風習相改メ、新場開業勸誘之義ニ付、別記布達並告諭書同管下へ布達相成候処、其両庁ニ於テも人民一般へ相達候様可取計旨、長官殿被申聞候条、此段申進候也

九年八月廿八日

追伸、右布達並告諭書、差向写ヲ以テ相達置、追テ東京出張所へ御照会之上、活版摺立相成候様御取計有之度、此段申添候也

これら二通の文書の原本は、開拓使根室支庁の同一の罫紙を用い、筆跡も同一で文字の太さや配置などもよく似ている。同一人物、おそらくは鈴木大亮によって同時に作成されたものだろう。

一つ目を引くのは、布達と長官告諭書の趣旨として根室支庁管内における「従来漁業之風習」を改めることとともに「新場開業勸誘」を挙げていることだ。「従来漁業之風習」とは布達中の「テス網」や夜漁を指すと理解できるが、

「新場開業勸誘」に対応する文言は布達中には見当らず、告諭書にある。この点は次の（三）で論じよう。

私は以前、【B】の史料に依拠して、「この布達は、直接には、すでに禁止したはずの「テス網」漁が根室支庁管内においてなお行われていることを受けて発せられたもので、黒田長官の命に従って開拓使東京出張所が、札幌本庁・函館支庁に対しても管内の「人民一般」に達するよう指示した」と記した¹⁸⁾。この記述には一点、重要な見落としがある。この記述からはこの布達と告諭書が東京において発せられたと理解されるだろう。この点が事実と異なる。

表1に黒田清隆長官のこの年の動向を整理してみた。黒田は七月二十五日に千島国への出張のため東京を発った。小樽に着いた後、札幌に数日滞在し、八月十五日に小樽を出港して十七日に根室着。十九日に根室を発って択捉島を訪

表1 1876（明治9）年の黒田清隆開拓長官の動向

月日	黒田の動向	出典
1月6日	朝鮮国へ出張のため品川出帆	
1月15日	朝鮮国釜山沖着	
2月10日	江華府へ上陸	
3月3日	馬関到着	簿書1651、137件目
5月5日	熱海にて湯治のため東京発	
6月12日	帰京	
7月25日	千島国へ出張のため東京発	簿書5846、2件目
7月30日	小樽着	簿書1577、54件目
7月30日	札幌着	簿書1624、9件目
8月13日	空知郡より札幌本庁へ立ち戻り	簿書1673、13件目
8月14日	札幌農学校開校式出席	A4/49、3件目
8月15日	午後3時、小樽出帆（玄武丸）	簿書1883、47件目
8月17日	午後5時15分、根室着（玄武丸）	簿書1883、47件目
8月19日	根室発、色丹島から択捉島へ（玄武丸）	簿書1883、47件目
8月25日	根室帰着	簿書1883、47件目
8月28日	開拓使乙第9号布達	『明治九年令録 完』 開拓使布
8月29日	午後12時20分、根室発（小樽、札幌へ）	簿書1883、47件目
9月21日	開拓使乙第10号布達	『明治九年令録 完』 開拓使布
9月25日	札幌発、小樽へ	簿書1883、52件目
9月26日	小樽出帆、函館へ（玄武丸）	簿書1883、52件目、簿書1729、61件目
9月30日	開拓使達（アイヌ男性の耳環・女性の入墨を禁止）	『明治九年令録 完』 開拓使布
10月1日	帰京	

* 出典欄の簿書類の所蔵は北海道立文書館。記載がないものは、山田博司「開拓使の組織と職員2—勅任官・奏任官の経歴(2)—」（『北海道立文書館研究紀要』第14号、1999年）による

れ、二十五日に根室に戻り、二十九日に小樽に向けて根室を発った。つまり、乙第九号布達を発した八月二十八日、黒田は根室に滞在していたのだ。

鈴木大亮七等出仕はこの黒田の千島国出張の一連の行程に随行していた。黒田がこの行程のなかで札幌本庁や根室支庁などに指示を出した文書の多くは、長官の意向であることを明記して鈴木大亮名で発せられている¹⁹。【A】と【B】もそれに属し、根室で発せられたものだ。

ならば、私の旧稿中の「黒田長官の命に従って開拓使東京出張所が」の部分
が誤りかという、必ずしもそうは言えない。奇をてらうようだが、「根室出張中の東京出張所が」とでも言えようか。布達と告諭書の発出地が根室だったことと並んで肝心なのは、【A】の形式を見ると、根室支庁はこれらの決定過程そのものに直接には関与しておらず、決定された布達や告諭書を受け止める立場に立っているということだ。開拓使の本庁機能が実態としては東京出張所
にあり、組織運営が黒田長官の専断によるところが大きかったといった、組織としての開拓使の特徴（歪み）がここにも表れている²⁰。

次に考えたいのは、乙第九号布達のなかに記された、「テス網」によるサケ漁が根室支庁管下で行われているという事実認識が、何に基づいているのかだ。黒田の一連の行程の詳細は把握できておらず、根室滞在中もしくは択捉と根室を行き来する途中の黒田が、どこかの河川を実際に訪れたのか否かはわからない。択捉から根室に戻った八月二十五日付で折田平内幹事が前年の根室国内各地における漁業経営や課税状況などに関する文書一式を黒田に差し出しており²¹、これらを通して状況把握をしたことは確かだ。しかし、これらの文書を見ても「テス網」によるサケ漁の実施状況に関する記述は見当たらない。

黒田長官は、これらの文書一式のうち免税場調について何年開業で何年まで免税かの網羅的な記載がないこと、出産高調について行き届かない点があることに強い不満を示した²²。その結果、これらの文書を作成した支庁在勤土屋久礼大主典が二十九日に折田幹事宛てに進退伺を提出し、折田は辞表を提出するよう土屋に働きかけて辞職に至った。進退伺の扱いについて折田から相談さ

れた鈴木大亮は「漁場調査之義ニ付不都合之趣有之候間、内諭之上辞表進達候様御取計可有之旨、長官殿御指令」と伝えており（二十九日）、実質的には黒田長官の意向によつて職を追われたものだった²³。

結局のところ現時点では、「テス網」によるサケ漁が根室支庁管内でお行われているとの布達中の認識が何に基づくのかは、はっきりしない。

ところで、黒田長官が乙第九号布達を発したのと同じ日、根室支庁が管内河川におけるサケ漁に関して重要な変更を黒田長官に上申し、根室を離れる日の黒田に認められた。その文面を引く²⁴。

根室・野付両郡界西別川平均割渡之儀ニ付上申

根室・野付両郡界西別川鮭漁出願之者十五名へ、ヶ所並間数等各願面之通割渡、新開業ノ者ハ十月限漁獲可致旨相達置候処、今般テース網張方御禁止相成候ニ付、右期限ハ要用ニ無之、且間数不同有之ニ付、一先上地申付、上下流ノ別ナク間数三町宛ニ区画ノ上、更ニ割渡候様処分可致ニ付、此段上申仕候也

根室支庁在勤

明治九年八月廿八日

幹事折田平内（印）

長官黒田清隆殿

「上申之趣聞届候条、上地申付之人員十五名へ、順次川下ニ繰下ケ割渡候様可致事

明治九年八月二十九日（花押（黒田）

（印）（鈴木）

この上申の直接の前提となるのは、この年二月と三月の根室支庁の措置だった。

西別川のサケ漁は従来藤野喜兵衛が請け負ってきた。根室支庁は二月二十五日、西別川の水源ではサケ漁を差し止めてきたが、今後は十月中に限り河口か

ら水源に向け一里以内の空隙の地で漁業をしてもよい、と管内に達した²⁵。次いで三月十九日、西別川の漁場貸渡しについて「当地ニ対シ有功ノ藤野喜兵衛」ら五名に優先的に貸渡し、その他の願人にはくじ引きで割り渡すこととした²⁶。「有功」とは、かつての場所請負人や漁場持としての産業活動の実績を評価したものだ。この五名優先の措置には従来の行きがかりを過度に重視した不公平なものとの批判が容易に予想できたのだろう。支庁民事課は、他の願人には後で「探圖」（くじ引き）により貸し渡すという手順をあらかじめ根室・花咲・野付三郡内に周知を図った²⁷。八月二十五日に黒田に提出された説明資料中の「西別川割渡間数調」では、河口から上流四百間に藤野喜兵衛、その上流百五十間ずつに柳田藤吉・木村定吉・蛭子銀蔵・高田惣五郎、その上流百間ずつに浅賀幸次郎・村山善右衛門・齋藤利八・吉田幸次郎・中野房吉・宮腰権太郎・前沢藤吉・鈴木庄太郎・上林峯五郎・及川万次郎の名が並ぶ。河口に近く間数が比較的長い（＝漁場の規模が大きい）五名が優先的に割渡しを受けた者で、百間ずつの者はくじ引きによった者だろう。

八月二十八日の折田幹事の上申は、これらに根本から修正を加える。十月に限りサケ漁を許可するとしていたのを撤回し、十五名への割渡しもすべて上地させていったん白紙に戻したうえで間数を均等にして全員に割り渡すこととするのだ。

こうした抜本的な修正がなぜ必要なのか。上申中からは「今般テース網張方御禁止相成候ニ付」という部分を拾い出すことはできるものの、「テス網」を禁止すると十月中のサケ漁ができなくなるというものも、割渡し間数を均一にしなければならぬというのも、説明にはならないと思われる²⁸。直接には書いていない理由によると考えるべきだろう。

この修正は、藤野喜兵衛ら五名の優遇措置を解消し十五名の均等化をするのと、藤野については割渡し規模を四百間から三町＝百八十間と半分以下に縮小する一方で、他の者の経営規模を拡大することを特徴とする。また、十五名全体の経営間数は、千八百間＝三十町だったのが、二千七百間＝四十五町へと五

割も拡大している。漁場持の特権を否定する一方で他の漁業者の新規参入を奨励し、漁業を行う範囲を拡大することで漁業生産の増大を促す方向性が見てられる。

根室支庁側から上申をしてそれを黒田長官が認めるといふ文書の形式は、乙第九号布達の長官側から支庁側への伝達という形式とは異なっている。だが、その点だけに注目して、この西別川の漁場割渡しの根本的な修正が支庁側の主体的判断だったと判断するのは誤りだろう。実際のところは黒田長官・鈴木大亮側の指示のもとで根室支庁側が上申をおこなったのだろうと推測する。そう推測するのは、乙第九号布達と同時に発せられた黒田長官の告諭書が示す政策の方向性とこの修正が合致するからだ²⁹。

(三) 黒田長官の告諭書との関係

第三は「引っかかり」というより、考えておきたい問題、とでも言うべきだろう。乙第九号布達と同時に黒田清隆長官の名で次の告諭書が発せられ、布達と合せて周知が図られた³⁰。この告諭書は何を述べているのか。

全道人民ノ営業ヲ盛大ニシ、物産ヲ繁殖セシメンカ為、各所ノ便益ヲ計リ、諸般ノ方法ヲ設ケ、之ヲ實際ニ勧誘シ、漸次歳額増加セリ、特ニ海産ノ義ハ、既ニ三ヶ年間出港免税ノ特典アリ、合計凡ソ三拾余万円ニ至レリ、繼テ東京・大坂ニ在リシ産物会所及敦賀・兵庫・堺・那珂・撫養・下ノ関・石巻等ノ出張ヲ廢シタリ、其歩合収入高毎歳五万円余ニ及ヒシモ、今之ヲ收納セス、且新開ノ場所ハ五ヶ年除税ノ規則アリ、実ニ此ノ幸福ヲ被ムル者ハ、従来ノ風習ヲ改メ、一般其業ヲ励ミ、専ラ国益ヲ起スヘキ筈ノ処、東西諸郡ハ猶旧習ヲ存シ、出稼ノ古体ヲ改メス、却テ永住者ノ新ニ開業スルヲ阻隔スル等ノ義有之、是カ為海産ノ鴻益ヲ拡充シ得サル廉少カラス、就中鮭漁中テス網ヲ以川流ヲ横断スルノ慣習ハ、上流ニ於テ営業スル者ノ妨タルハ勿論、魚苗減耗ノ大害ニ有之、西地方面ハ先年来皆之ヲ廢棄シタ

り、仍テ根室地方ニ於テモ自今禁止ノ旨ヲ布達セリ、一般之ヲ遵守シ、断然旧慣ヲ改メ、魚苗減耗ノ弊源ヲ除キ、必ス営業ノ新旧ヲ論セス、相共ニ協和シテ其業ヲ励ミ、物産繁殖候様厚ク注意可致、此旨告諭候也

全道人民の營業を盛んにし、物産を繁殖するという政策課題を提示し、そのために海産に関しては、三ヶ年間に港税の免除、東京・大阪の産物会所と敦賀など各港の出張所廃止、新開の場所について五ヶ年非課税などの措置をとつていと述べる。そのうえで、こうした恩恵に浴しながら「従来ノ風習」である「出稼」を改めず「永住者ノ新ニ開業スル」のを妨げるなどの動きがあることを問題視し、なかでも特に上流の漁業の妨げと「魚苗減耗ノ大害」をもたらすとしてサケ漁の「テス網」を槍玉に上げる。ただし、「テス網」は全道一般ですでに禁止しているとは記さず、「西地方面」（北海道西部？）では先年来廃止した、と記す点は、布達の文面とはやや異なる。

乙第九号布達とこの告諭書を本支庁に伝達した鈴木大亮の文書（一九七頁）にあった「従来漁業之風習相改、新場開業勧誘」の文言を手がかりにしてもう少し噛み砕けば、漁場持が漁業経営を独占し、地域外から季節限定の出稼労働者を招き寄せて漁業をおこなう状態を改め、現地に定住した漁業者が漁業に携わり、新しい漁場を切り開いて漁業生産を拡大することを奨励しようというのだ。

次いで、漁場持廃止の布達と要約される同年九月二十一日の開拓使乙第十号布達を見てみる（別記の「割渡スヘキ漁場昆布場アル郡数」は省略）³¹。

全道ノ海産ハ其利益鴻大ナルヲ以テ、益之ヲ拡充シテ民産ノ基本ヲ厚フシ、出稼ノ習慣ヲ改メ、独立ノ産業ニ就カシムルノ目的ヲ以テ、海陸ノ運輸ヲ始メ其他諸般ノ方法ヲ設ケ、営業ノ便益ヲ施シ、實際勧誘、爾来稍繁盛ニ赴キ、出産高漸次ニ増加シ、昔日ノ比ニアラズ、然ルニ北見・根室・千島方面ノ漁場持、従来ノ習慣ヲ固守シ、専ラ出稼ノ体裁ヲ存シ、廣大ナル地

所ヲ借受致居、場所相当ノ漁業ヲ施サス、却テ他人ノ新ニ開業スルヲ猜忌シ、之ヲ妨クルノ弊習アリ、速ニ此弊ヲ除キ、勧誘ノ道ヲ尽サ、レハ、人民移住ノ障害ハ勿論、遂ニ独立ノ営業ヲ為サシムル能ハサルニ付、従来漁場持今般一切相廢シ、都テ上地申付、且寄留人借受ノ漁場・昆布場等、明治五年九月地所規則公布以来未タ精確ナル調査無之、家屋・倉庫・敷地等ノ経界畝数判然不致ニ付、全郡又ハ数郡ヲ一手ニ借受致居候分、一先上地為致候、尤モ元漁場持等、旧習ヲ改メ明治十年ヨリ新ニ営業願出ル者ハ、実地調査ノ上不合無之、相当ノ場所更ニ割渡スヘシ、其他永住寄留ノ別ナク営業志望ノ者ハ、別記郡数ノ内書式（本年甲第三号府県布達ニ同シ）ノ通明細調査相添へ、本年十月三十一日限可願出、此旨布達候事

総論風に具体的に記されているのは、①従来の漁場持を一切廃止し、上地を申し付ける、②寄留人による漁場・昆布場の借受けのうち全郡または数郡を一手に借り受けている分はひとまず上地させる、の二点だ。さらに「尤モ」以下で、③旧習を改めて翌年から新たに営業を出願する元漁場持には実地調査を経て不都合がない分は改めて割り渡すこと、④永住・寄留を問わず営業志望者は指定書式により十月三十一日までに願出すべきことを定める。

現状をどう認識し、問題視しているかには注目しておきたい。海産には大きな利益が見込まれるが、北見・根室・千島方面の漁場持は、従来の習慣を固守して「出稼ノ体裁」を存し、広大な地所を借り受けながら相当の漁業を実施せず、かえって他人が新たに漁業を開業するのを嫌い、これを妨げる弊習がある、とする部分だ。

「出稼」の習慣を改めるべきものだとし、新移の漁民が独立した営業者となるべきことを求める趣旨は、黒田長官の告諭書と明らかに通い合うものがある。両者は連続する政策課題のなかにある、と言えるだろう。

正直なところ私には、八月二十八日の長官告諭書と乙第十号布達の内容的なつながりほどには、これら二点と乙第九号布達の関係がすっきりと飲み込めな

い。これは一つには、乙第九号布達のきつかけとなった根室支庁管内での「テス網」使用の実態を私が把握できていないところから来ているだろう。漁場持の独占や特権を廃し、新移の漁民の独立経営を促すという文脈にサケの「テス網」漁と夜漁の禁止を置いてみると、どう考えることができるのか。

十五名の漁業者に同規模の漁場割渡しを認めた西別川の例に見るように、開拓使が想定する河川でのサケ漁は、河口から溯上するサケを下流から上流に並んだ複数の漁業者が漁獲する枠組みのものであった。下流部であまりに多くのサケを獲ってしまうとこの枠組みは成り立たない。「上流漁業ノ妨」とは一義的にはそういう意味合いだろう。なお、根室支庁管内で継続していたという「テス網」が、もしも安政期の「留網」と同様の形態でかつ漁場持が設置したものであれば、その撤廃は漁場持の独占打破の趣旨と完全に一致する。

「魚苗減耗之大害」とは、産卵し孵化し稚魚というサケの成長段階を保全することによって、サケ漁の前提となるサケの河川への回帰数を維持することへの関心から発しているだろう。「テス網」が網羅的にサケを獲ってしまう漁法だとの認識がここには働いている³²⁾。

では、夜間の漁を禁止するのはなぜなのだろう。アイヌ民族によるマレクやヤシヤを使用したサケ漁は夜間に行われることが多かったようだ³³⁾。こうした事実を認識し、アイヌ民族によるこれらの小規模な漁を排除することを意図していた、と考えるのが、今のところ最も筋が通っていると思われる。

二 布達の波紋

(一) 根室支庁

鈴木大亮から乙第九号布達と長官告諭書を受け取った根室支庁の折田幹事は、その日のうちに管内にそれらを伝達した³⁴⁾。その際には「鮭漁中テス網ヲ以川流ヲ張切候義ハ一切禁止候旨、別紙之通布達」と「テス網」禁止に注目した言い回しで布達の趣旨を説明している。

それから一月も経たない九月十八日、折田幹事は黒田長官に宛てた次のような文書を札幌本庁に送った³⁵⁾。

川漁へ建網使用ノ件並旧土人夜間鮭漁差許スノ儀ニ付伺

一先般テシ網使用被禁候ニ付、当地方川漁ノ儀篤与実地ヲ檢シ致勤弁候
二、鮭魚ノ望ム川々何レモ中員狭少、加フルニ急流ニ有之、引網ノミヲ用ヒ候得者、取漁多分減縮シ、加之水源ニ登上シタル鮭魚ハ、悉ク毛色変シ、価格ニ至テ格別ノ差異ヲ生スル為メ、是レヲ漁スル者無之、自然良産ヲ投却シ、幾分力輸出ノ量ヲ減シ、又漁民ノ失望顕然タル儀ニ有之、遑迄一般平均ニ漁獲セシメ、土地ノ繁栄ヲ期セラル、特別ノ御趣意、稍ヤ水泡ニ陥リ、遺憾ノ至ニ不堪候ニ付、建網等便利ノ網ヲ使用為致候ハ、「テシ」網ト異リ種魚ノ「登上スルニ」妨害モナク、漁民取漁ハ自ラ多量ヲ獲ルニ至ルヘクト存シ候間、留メ網ヲ除クノ外便宜ノ網ニテ川漁為致度候

一旧土人ノ儀、不知文盲ニシテ、夜中魚漁禁止ノ儀及懇諭候モ、到底難被行所以ハ、彼レ水草ヲ追テ時々居ヲ転シ、年中ノ飯料ハ魚類ヲ以テ定食ニ充ツルカ為メ、老少男女ノ別ナク、鮭魚登上ノ節ハ悉ク川ニ臨ミ、小網或ハ「ヤス」等ヲ用ヒ夜分魚ノ静沈スルヲ漁獲シ、年中ノ食料ニ貯畜スルノ慣習ニ有之候間、是レニ夜分ノ漁ヲ禁スルトキハ、即チ糊口ノ途ヲ絶チ、或ハ犯禁ノ者目前生スル儀ニテ、不知文盲土人ノ情実ニ於ル実ニ愍然ノ至極ニ有之候間、土人ニ限り当分飯料丈取漁ハ夜分モ差許置候様仕度、右両条、方今秋味漁ニ際会候ニ付、可否至急御指令有之度、此段相伺候也

根室支庁在勤

明治九年九月十八日

幹事折田平内

長官黒田清隆殿

折田が求める第一は、「テス網」禁止を前提としたうえで、「建網等便利ノ網」の使用を認めてほしい、というものだ。管内においてサケ漁実施を希望する河川は川幅が狭く急流で、引網だけでは十分な漁獲が得られないことを主な理由として挙げる。開拓使が河川でのサケ漁について引網以外の漁法を禁止するのは二年後、一八七八年十月二十日乙第三十号布達による。この時点でなぜ根室支庁が、禁止されていないと思われる「建網」などについて許可を求めているのか理解しかねる。布達などによる制度化はなされていなくても、河川でのサケ漁のあり方について黒田長官らが指示を与えたり意見交換をする際には、引網の使用が当然の前提とされる場面があったのだろうか。

第二の求めは、アイヌ民族の「飯料」、つまり自給用の漁獲に限っては、夜間のサケ漁を許可してほしい、というものだ。これは明らかに乙第九号布達の禁止事項に反する内容を求めたものだ。「及懇諭候モ、到底難被行」とある部分からは、禁止をアイヌ民族に説いても実効を得るには至らないという現実に関室支庁が直面していたことが読みとれる。アイヌ民族は主要な食料としてサケに大きく依存しており、サケが溯上する時季には若老男女が挙って河川において「小網」や「ヤス」など小規模な道具を用いてサケを獲っている³⁶。そうした漁は夜間に行われてきた。獲ったサケは蓄えて一年を通しての食料とするのが習慣だった。そうした習慣が根づいているところに夜間のサケ漁を禁ずれば、食料確保の道を閉ざし、禁を犯す者（＝夜間の漁をする者）を生じさせることになる、というのだ。

この文書の奥には、夜間のサケ漁を禁止することがアイヌ民族の従来の漁業活動、ひいては生活の根底を大きく侵害するものであることが明らかに見とれるだろう。私は以前、千歳川において継続してきた漁業活動が一方的に違法化され取締り対象とされる過程をたどり、問題は「密漁」という行為の側ではなく「密漁化」の側なのではないか、と述べた³⁷。ここにもそれと同じ構図がある。

そのような性質の夜間のサケ漁であることを踏まえれば、一方的な禁止につ

いて根室支庁が「懇諭」を重ねてみたところでアイヌ民族が容易に受け容れないのは当然のことだ。アイヌ民族への配慮をここで求める根室支庁はしかし、「懇諭」の効果が得られない原因が政策・制度の側の問題にあるとはせず、原因をアイヌ民族の「不知文盲」に転嫁し、憐憫の情に根拠に置いて理解を求めている³⁸。

根室支庁を主な対象として発せられた布達に対して、それからさして間がない時期に、当の根室支庁の最高責任者から、一部とはいえ中核とも言える内容について、その実現は困難だと状況把握のうえに例外的な許可を求める声が上がったことをどう考えるべきなのか。夜間のサケ漁禁止の決定過程で、禁止対象とする漁労活動の実態把握や影響の程度予想がほとんどされていないからではないか、との疑問が浮上する。

さて、根室支庁のこの何が札幌本庁に到着したとき、黒田長官はすでに帰京の途についていた。そのため、札幌本庁はこの伺を東京出張所に転送した³⁹。その際札幌本庁は、「土人ト雖モ遵守可為致ハ勿論ニ候へとも、目下食料ニ差支候次第モ相見、当分御許容相成外無之」と消極的ながら根室支庁の意見を支持する意見を添えている。その後、折田幹事が親の病気のために鹿児島に帰省することになったと聞いた札幌本庁は、その途次に東京に立ち寄った際にこの問題を黒田長官と直接協議するよう東京出張所に働きかけた⁴⁰。東京での両者の協議が実現したのか否かは確認できていない。

(二) 札幌本庁管内

八月二十八日付で鈴木大亮から乙第九号布達と告諭書の伝達を受けた札幌本庁堀中判官は、九月七日には管内各分署などにこれらを送り、管下に触れるよう指示した⁴¹。これを受けた各地の反応を拾ってみる。

① 幌別郡

布達と告諭書の伝達を受けて、九月二十八日、室蘭分署在勤の九等出仕細川

碧は、胆振の幌別郡戸長斎藤良知提出の「川鮭漁之儀伺」（二十三日付）を札幌本庁に送った^{42）}。

細川によると、幌別郡内の幌別川と登別川では今回禁止された「旧習」をなお存続し、連綿と「テス網」を用いてきた。禁止を遵守させるため、両川を漁場持の「専漁」としてのいるのを廃して「郵民自由之漁業」を許し、収獲物への課税は豊凶に関わりなく「カギ」と「マレットフ」（マレク・マレク）の二種について一漁具につき五十二銭五厘ずつの定額税としたい、という。

斎藤戸長の「伺」を見ると、従来の漁場持による経営の下では「テス網」漁（や夜漁？）を取締ることができておらず、収税の支障にもなっている、と読みとれる。漁場持が営む多くの労働者を動員した網漁とは別に、小規模なサケ漁が行われてきており、漁場持の独占経営廃止とサケの「テス網」漁・夜漁の禁止を実現したうえで、小規模なサケ漁を課税対象に組み込もうというのだから。

札幌本庁は、漁場持を廃止し村民が「自由之漁業」を行うことは認める一方、課税方法を定額の鑑札制とすることは退け、現物納とすべきことを指示した。

小規模なサケ漁に定額の鑑札税を課した例は、この時期の札幌本庁管内でもいくつかの地域に見られ^{43）}、ここでの却下理由には釈然としないものがあるが、それはここでは横に置くとして、幌別川と登別川では「テス網」によるサケ漁がこの時期まで行われてきたこと、それが乙第九号布達で禁止されたことを確認しておく。布達の遵守は当然のことのように記す戸長や室蘭分署が、それをどのように現実に移していったのが次の課題となる。

なお、「テス網」「カギ」「マレットフ」によるサケ漁の従事者がどんな人なのかは記されていないが、アイヌ民族を多く含む可能性は高いと思われる。

② 静内郡

十月二十一日、日高の静内郡七ヶ村惣名代深江良介は、札幌本庁堀中判官に宛てて次のような奉願書を送った^{44）}。

ヤス網之義ニ付奉願書

是迄漁場雇致し居候土人共、ヤスト相唱候小網ニ而、夜中少々宛鮭漁事致、右鮭ヲ以て年中之食料ニ致来り候処、今般テス及夜網御禁止ニ付、彼等食料ニ犇ト困難之趣ニ而、漁場雇相断候ニ付、色々示談仕候得共、何分ヤス網御指許不被仰付候而者雇致しかたく旨申出、漁場ニおいても甚困却仕候、只今右外方漁夫雇入候而者、鮭漁事之期ニ相後れ候故、右土人雇入不申而者、漁業之指支ニ相成、且御収税ニも相懸リ、甚恐入候義ニ付、右情実御扱察之上、何卒ヤス網御指許被仰付候御意者御座有間敷哉、左候得者、漁場并土人共ニおいても重々難有奉存候、此段伏而奉歎願候也

静内郡七ヶ村惣名代

深江良介（印）

明治九年十月廿一日

開拓中判官 堀基殿

前書之通り願書取調候処、事実相違無御座候、依而奥印仕候也

総代

上林準太郎（印）

この地域のアイヌ民族は「ヤス」と称する「小網」を用いて夜中に少しずつサケを漁獲し、このサケを年間の食料としてきた。それが、「テス網」と「夜網」の禁止により「食料ニ犇ト困難」、つまり深刻な食料不足に陥っている、というのだ。

ここでいう「ヤス網」とは、アイヌ語のヤシヤ (yasya) に対応するものと思われる。丸木舟二艘の間に網を渡して流し、魚をすくいとする方法が知られる^{45）}。この「奉願書」は、「ヤス網」による夜漁を禁止されたアイヌ民族が従来の漁場での雇用労働を断り、その結果生じた労働者不足によって漁業経営に支障が生じているという事情を説明し、「ヤス網」による夜漁を許容するよ

う訴える。

静内分署経由でこの「奉願書」を受けとった札幌本庁は、「ヤス網」による夜漁の許容は当事者であるアイヌ民族から出願すべきところ、労働者不足を理由に雇用者から出願するのは「不条理」だとしてこれを却下した（十月三十一日）。これを受けてアイヌ民族から改めて出願があったか否かは確認できない。静内郡のアイヌ民族に食料不足が生じているとの情報を間接的にせよ受けとった札幌本庁が、その情報に反応した形跡も確認できていない。

③岩内郡

札幌本庁から乙第九号布達の伝達を受けた後志の岩内分署は九月二十六日、夜間のサケ漁禁止は海浜漁業にも適用されるのか、札幌本庁に照会した⁴⁶。管内海浜でのサケ建網漁はもっぱら夜間におこなっており、夜間のサケ漁が禁止となると日の出から日没までに網を仕掛け、夜間は網を揚げておかなければならない負担が生じる、という事情を説明している。

改めて読み返してみると、確かに乙第九号布達は河川か海面かを問わず夜間のサケ漁一般を禁止しているようにも解釈できる。

④余市郡

十一月十三日、岩内分署は札幌本庁に対し、余市郡では夜中にサケ漁をしており不公平と思うが、管轄内では布達通り遵守させており郡民たちの疑惑を招いている、として見解を問うた⁴⁷。

これを受けて札幌本庁勧業課は、余市郡を管轄する小樽分署に事情を問い合わせた（十一月二十日付）。二十二日、小樽分署は回答を送り、また余市郡に出張して事情に通じている九等出仕北川誠一から堀中判官に宛てた次のような上申を札幌本庁に送った⁴⁸。

「第百八拾六号」

余市川鮭夜漁之義上申

本年九月七日丙第百三拾六号ヲ以、夜中ノ鮭漁禁止之旨長官殿御布達添御達相成居候処、從來余市川之義者、夜漁而已ニテ白昼モ尾毛取獲不相成趣、余市分署ヨリ申出も有之、出張之上現場目撃、猶人民篤ト取調候処、敢テ疑敷筋モ相見得申、全ク相違無之、然ルニ唯今御布達遵守候節ハ、人民之困難不容易、差掛リ経伺之場合無之ニ付、専断ニ涉リ恐縮之義ニハ候得共、無抛次第二付、検査等は迄迎モ嚴重ニハ候得共、猶一層精密取締相立、同処川ニ限り夜漁収獲為致置候間、無余義御承知被下度、此段上申仕候也

小樽在勤

明治九年十一月廿二日

九等出仕 北川誠一（印）

堀中判官殿

「テス網」と夜漁禁止の布達を受けとった余市分署から、これまで余市川でのサケ漁は昼にはまったくしておらず夜間のみしている、との申し出があり、北川が出張して現地を見し、人びとの話を聞いたところ確かにその通りだった、そうした状況にあつて布達を遵守したのでは、人びとは容易ならざる困難に陥り、だからと言って正式な手続きに従つて本庁に伺いを立てる（＝布達の例外として夜漁を許容するよう求める）時間的な余裕はない。そのため専断で夜間の漁を黙認した、という経緯の説明だ。

末尾の「検査等」以下は、収獲物の一定割合を税として現物で納めさせるための検査をより厳密に実施することを述べたものだ。

本庁勧業課はこの説明で落着とはしなかった。それでは岩内分署に対して説明できないことも挙げ、「経伺」せずに住民の要望を勝手に聞き届けた経緯について改めて説明を求めた。また、小樽分署が収獲物の検査を厳密に行うなどと述べているのは夜漁禁止とは別問題だ、と突き放した⁴⁹。

これに対する小樽分署の回答（十二月四日付）は、本庁に「経伺」をして判断を待つ間に万一漁期を逸してしまつては、漁民たちが手配していた漁具をは

じめとするすべてを空費することになり、人びとの生活が窮迫してしまうことを恐れたのだ、そのため余儀なく川漁についてはこれまで通りとし（Ⅱ夜漁を黙認し）、明年からは改めて伺書を差し出すつもりだった、と説明する⁵⁰。

布達違反の夜漁を現場だけの判断で黙認した点について言い逃れはできなかったのだろう。十二月二十八日、北川は黒田長官に進退伺を提出し、翌年一月十三日付で譴責処分を受けた⁵¹。

この進退伺に記された経緯説明のなかに「余市川鮭漁ノ儀ハ、既ニ鑑札等モ下渡、収獲之期ニ差掛リ」とあるのに注目しておきたい。官から鑑札を受けて河川でサケの夜漁を行うことは例年のこととして定着しており、この年も鑑札を発行済みで漁期に入りつつあったという状況が読みとれる。乙第九号布達が現地に届いてからその実効を図るには、現地官吏にとって時間的な余裕があまりにもなかったと言えるだろう。

夜漁黙認の一件があった次の年、一八七七年八月、北川は先に予告したとおり余市川のサケ夜漁を認めるよう伺を提出した。進退伺提出に至るまでの前年の経緯を述べた後、次のように記す⁵²。

・元来余市郡鮭漁之義ハ、多クハ海面ニアリテ、川漁ノ義ハ出石大凡百石余、其業ヲ営ムモノモ薄資微力、鮭漁ヲ以テ生計立サルヨリ、之ヲ補フニ此業ヲ以テスル事情ニシテ、根室支庁管下等ノ比例ニアラス、然リト雖トモ、之ヲ禁スルニ至ツテハ、細民破産ノ基ニシテ、不容易次第、且土地ノ金融ニモ差響キ、實際ニ於テ甚差支候ニ付、夫々可相伺ト存候処、客月十八日付共第三百九拾四号勸業課移文別紙東京方之公書ニ依レハ、前述ノ如キ余市川ノ義ハ、従来ノ習慣ニ任セ黙許ニ差置可然哉ニ存候、尤御布達ノ趣意ニ基キ、不取締無之様可仕候、右ハ追々漁期ニ向ヒ取急候義ニ付、至急御指令相成度、此段相伺候也

但余市郡海面鮭漁之義ハ、本文ノ限ニ無之候也

小樽分署在勤

明治十年八月廿二日

調所権大書記官殿

三等属 北川誠一（印）

余市郡におけるサケ漁は多くは海面で行われており、川漁の収獲は百石余に過ぎず、その従事者は資本に乏しくてニシン漁では生計が立たないため、それを補うのに川でのサケ漁をするという事情があった。（布達が言及している）根室支庁管下とは比べられない小規模なものだ。これを禁止することは、「細民」の破産を招き、土地の金融にも支障を生じさせる、と状況を説明する。

北川はさらに、前月十八日付で勸業課から送られてきた「東京方之公書」（後述）を根拠に余市川での夜漁容認を求める。札幌本庁は「伺之趣実地人民ノ困難ニ不相成様処分可致事」として、これを認めた（八月三十日）。

なお、これを含めここまで見た一連の文書では、余市川でサケ漁を行ってきた零細な漁民が和人かアイヌ民族なのかを直接示す文言は見当たらないが、アイヌ民族も多く含む可能性は高いと思われる⁵³。

（三）東京出張所の妥協とその範囲

一八七七年八月二十二日の北川の伺にあった、七月十八日付の勸業課からの文書が別紙として送付した「東京方之公書」とは次のようなものだ⁵⁴。

札第式百五十八号

札幌

東京

書記官

書記官

（西村）

（小牧）

夜中之鮭漁ハ一般禁止之処、海面及鍵引之義ハ臨機之処分有之度旨、昨九年十二月二十九号ヲ以御協議之趣致了承候、右夜漁ヲ公然相許候時ハ、昨九年八月乙第九号管内布達ニ悖戻シ、從テ弊害ヲ生シ可申、去迎實際人民

生計ヲ失候様相成候而ハ、苛刻ニ過キ、右布達之本旨ニ無之候条、御来意之通臨機之御処分ニ而、専ラ人民其所ヲ得候様有之度、長官殿へモ稟議之上、此段及御回答候也

明治十年六月十四日

サケの夜漁禁止のうち海面での漁と「鍵引」による漁については、それぞれの状況に応じた処分を認めるよう前年に札幌本庁が東京出張所に文書で協議を持ち込んだ。それに対して東京出張所は、夜漁を公然と認めるのは乙第九号布達に反し弊害を生じるが、だからといって人びとが生計を失うようなことには苛酷に過ぎ、布達の本来の趣旨でもない、として、黒田長官の同意を得たうえで札幌本庁の提起を受け入れた。

東京出張所および黒田長官が、乙第九号布達の禁止事項に例外を設けることになるとの認識を持ちながら、現場からの声を受けて妥協をしたものだと見える。ではあるが、この妥協が(一)と(二)で見た各地に存在していた戸惑いや反発のどの範囲に比べ、どの範囲には応えていないのか、をここで確認しておくことが重要だろう。

この文書に先立つ、札幌本庁が発した「昨九年十二ノ七十九号」は今のところ見出せていない。冒頭の「夜中之鮭漁ハ一般禁止之処、海面及鍵引之義ハ臨機之処分有之度旨」の部分に注目すると、札幌本庁は乙第九号布達の禁止事項のうち夜間のサケ漁禁止だけ、しかもそのなかの海面における漁と「鍵引」による漁だけについて容認を求め、東京出張所がこれを認めたように見える。

だとすると、河川での夜間のサケ漁のうち「小網」によるもの(根室支庁)や「ヤス網」(ヤシヤ)によるもの(静内郡)、そして禁止事項のもう一つの柱である「テス網」による漁は容認されなかった。容認するも何も、そもそも検討の俎上にも載っていないことになる。

この範囲の限定は、各河川の漁業の現場から上がった様々な声が、札幌本庁段階で選別を経ていることから来ているだろう。静内郡の「ヤス網」について

は容認の出願者が当事者のアイヌ民族ではなく雇用者側だったことから札幌本庁が却下し、幌別郡で継続していた「テス網」漁について幌別分署は容認を求めていなかった。アイヌ民族の自給用サケ漁について夜漁を当分認めてほしいという根室支庁からの求めは、開拓使の機構上、基本的には根室支庁と東京出張所の間で協議すべきものとして扱われたのだろう。

なお、札幌本庁はこの六月十四日付の東京出張所からの文書を根室支庁にも参考用に送ったようだが⁵⁵、これを受けた根室支庁が管内でのサケ河川漁への対応を変更した形跡は確認できていない。

札幌本庁が東京出張所に容認を求めた二点のうち、海面での夜間のサケ漁は、③の岩内郡からの照会に応えたものだ。もう一つの夜間の「鍵引」はどこで実施していたものだろう。余市川で零細漁民が行っていた夜間のサケ漁がどんな漁法によるのか、ここまで見た史料中には言及はないが、前述したようにこの「東京支之公書」を根拠にした小樽分署の主張を札幌本庁が追認したのを見ると、「鍵引」の範囲に収まるものではないかと推測する。「鍵引」は、木製の柄の先端に金属製の鍵を装着した道具でサケを引っかけて獲るものだ⁵⁶。アイヌ民族が使用するマレクは、突くことによってサケを捕獲するから、これとは異なり、「引」の字にも馴染みにくい⁵⁷が、木製の柄の先に鍵状の金属を付した外見は鍵と似ており、「鍵引」の範囲内で処理する余地もあったのではないか。

「テス網」の禁止徹底について、東京出張所と黒田長官の姿勢は頑強だった。一八七八年八月には、千歳川流域において和人とアイヌ民族が以前から実施し札幌本庁が容認してきた「ウライ網」によるサケ漁について、東京出張所はそれが「テス網」と類似の漁法だとして継続を認めず、そればかりか札幌本庁在勤中に「ウライ網」漁の出願容認を願いだした官吏を「布達ノ主意ヲ誤認」したものだとして譴責処分にした⁵⁸。この経緯について私は以前、「河川を張り切らないこの種の漁法も異論の余地なく禁止対象であるという見解の徹底であり、在来の小規模漁業を大幅に制約する方向で法令の施行標準の明確化を図つ

たものと言えよう」と記した⁸⁸⁾。この記述は誤りではないが、踏込みが甘いと今にして思う。河川の流路を横切るように構造物を設けてサケを獲る点でテシとウライに共通性はあるものの、築漁である後者は前者と異なる漁法であり、「テス網」とのみ記した布達の文言から「ウライ網」も禁止する趣旨を当然読みとるべきだとして譴責処分までするのは、法令の運用と組織運営のあり方の両面において非常に独善的で、問題があると言わなければならない。

おわりに

一八七六年八月二十八日開拓使乙第九号布達は、北海道全体の河川のサケ漁について「テス網」による漁と夜間の漁を禁止した。黒田清隆長官が千島国出張への行程のなかで根室に滞在していた間に告諭書とともに発したもので、漁場持を廃止し、新しく移ってくる漁業者たちに漁場を割り渡して漁業活動を奨励しようとする政策展開の只中における措置だった。

ある行為に対する禁令は、従来存在した行為の存続を阻止する性格をもつから、何らかの摩擦や軋轢は想定されたいとも言えようが、この布達が各地に生じさせた波紋を見ると、そう言っても済まされないものがある。

一つには、この布達が「テス網」は以前から一般に禁止されているのだとされていたのは事実認識として妥当だったのか、という問題がある。全体には夜間のサケ漁禁止に対する戸惑いや反発が多く確認できる一方で、「テス網」禁止に対する反応はあまり目立たない。だが、以前から北海道全域においてなされていた禁止措置の再確認という体裁のこの禁止措置が、実際には多くの河川に新たな禁制を持ち込むものだったのではないか、との疑いを払拭できない。この点、今後の検討を要することを改めて指摘しておきたい。

二つめに、夜間のサケ漁禁止に対しては、この布達の主要対象だった根室支庁管内を含め、多くの地域から戸惑いや反発の声が上がっていた。布達中では「テス網」については以前から禁止されていたとし、「上流漁業ノ妨」と「魚苗

減耗」という禁止理由を一応は挙げるのに対して、「夜中ノ鮭漁」を禁止する理由を何も説明していない。いかにも唐突で、それを禁止する必要性や禁止による影響について、各河川の実態に即して事前に把握し検討していたのか、かなり疑わしい。

三つには、「テス網」漁と夜間のサケ漁のいずれにしても、各河川において毎年行われてきた漁業活動に対して、八月二十八日というまさにサケの溯上と漁季に差しかかろうとする時期に禁令を発している点だ⁸⁹⁾。代替措置の用意もない。時間的な余裕のなさは、禁止対象とされた方法によるサケ漁に依拠して生活を成り立たせてきた当事者にとっては禁止を受け入れがたい要素となり、そうした人びとに直接対する開拓使出先が対応に苦慮する要素にもなった。

一八七六年八月の特定の布達に焦点を当てるといふ論の立て方を決めた時点で予想していたことだが、本稿では各河川でのサケ漁や住民たちの生活について、時期の幅や興行きをもった叙述をすることはできなかった。サケ漁規制に限っても、前後の時期を視野に入れた考察をしなければ、全体状況を見ない議論に陥ってしまいかねない。この点は、個別河川をたどる作業に再度取り組むことを期したい。サケの人工孵化や様々な加工技術の導入をこの時期の開拓使がどう図りつつあったかも、改めて整理が必要だろう。また、一八七六年時点やそれ以前の「テス網」によるサケ漁や夜間のサケ漁の実態について、一次史料を検討して把握する作業をせずに本稿に臨んだことで、議論を深められない場面が多くあり、準備不足を痛感した点、最後に記しておく。

謝辞

本稿作成のための史料調査などについて、北海道立文書館・北海道立図書館のお世話になった。記して感謝申し上げる。

註

(1)近代北海道におけるサケ人工孵化事業の歴史について、秋庭鉄之『サケの文化誌』(北

- 海道新聞社、一九八八年)、および北海道さけ・ますふ化放流事業百年史編さん委員会編『北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史』(北海道さけ・ますふ化放流事業百年記念事業協賛会、一九八八年)を参照。
- (2) 福永真弓『サケをつくる人びと』(東京大学出版会、二〇一九年)ほかを参照。
- (3) 『アイヌ民族誌』上第一法規、一九六九年(三四二三五頁(犬飼哲夫執筆分)ほかを参照。
- (4) 『千歳川のサケ漁規制とアイヌ民族』『北海道開拓記念館研究紀要』第三十二号、二〇〇四年、一一九―一四二頁(のち『近代北海道とアイヌ民族』(北海道大学出版会、二〇一一年)の第四章。以下の言及はこの本による)、『遊楽部川へのサケ種川法導入と地域住民』『同前』第三十六号、二〇〇八年、一〇三(二二)―一二四(一)頁、および『札幌県による十勝川流域のサケ禁漁とアイヌ民族』『同前』第三十八号、二〇〇九年、二〇一(二二)―二二二(一)頁。
- (5) 井上勝生『内村鑑三と石狩川サケ漁、アイヌ民族』『北海道大学文書館年報』第十二号、二〇一七年、一三〇頁。
- (6) 田端宏『明治初期の漁業制度について―漁場持制の考察』『新しい道史』第八巻第五号(通巻第四十一号)、一九七〇年八月、一一―一五頁。この論文によれば、開拓使が課した税の負担が、実質的に旧来の運上金より大きかったため、漁場持の辞任や負担軽減の歎願が相次ぎ、一八七六年九月の乙第十号布達時点で漁場持が存続していたのは、胆振国の有珠・幌別・白老・千歳、日高国の沙流・新冠、三石、釧路国の釧路・白糠、根室国の野付・標津・目梨、北見国、千島国の択捉・振別・沙那・蕊取、天塩国だけだった。
- (7) 『明治九年 開拓使布令録 完』五四頁。
- (8) 前掲『近代北海道とアイヌ民族』二六三―二六五頁でも多少論じた。
- (9) ウライについて前掲『アイヌ民族誌』を参照。
- (10) 高倉新一郎『アイヌ政策史』(日本評論社、一九四二年)五〇六頁。
- (11) 高倉新一郎『サッポロのウライ』、『札幌の歴史』第十二号、一九八七年、二頁。
- (12) 高倉新一郎『アイヌの漁獵権について』、『アイヌ研究』(北海道大学生活協同組合、一九六六年)一六三―二二七頁。初出は『社会経済史学』第六巻六・七号、一九三六年九月、十月。
- (13) 論文中に明記はないが、主に依拠している史料は北海道立文書館が所蔵する次の二点だと思われる。「ニシベツ一件書」(旧記三八、三九)、および「フウレン・ヘトカ論所相方御詰合打合御用状書 文政九戌年四月」(旧記二一八〇)。
- (14) 瀬川拓郎『アイヌ・エコシステムの考古学』(北海道出版企画センター、二〇〇五年)一八四―一八五頁。瀬川氏の記述は、秋葉実編『北方史料集成』第二巻(北海道出版企画センター、一九八九年)、および関秀志『アイヌ民族と鮭・鱒(続)』(松浦武四郎研究会誌)第二十五号(松浦武四郎研究会、一九九八年)に依拠する。
- (15) 松浦武四郎著・高倉新一郎校訂『秋葉実解説』(戊午東西蝦夷山川地理取調日誌)(北海道出版企画センター、一九八五年)。
- (16) 岩崎奈緒子『近世蝦夷地における河川用益権』(渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史 3 土地所有史』山川出版社、二〇〇二年、三二五―三三三頁)は、これらの紛争を再検討するなかで、紛争の一因となった「留網」について、請負商人が導入したもの、としている。
- (17) 【A】は「根室支庁下漁業ノ風習改善新場開業勸誘ノ件」『東京往復 明治九年』根室支庁記録課(簿書一八九一、四七件目)、『B』は「鮭漁テス網禁止ノ旨布達並ニ告諭ノ件」『開拓使公文録勸業・文書・会計・地方』開拓使札幌本庁(簿書六一一一、二五件目)所収。以下史料名の後の括弧内に北海道立文書館所蔵史料の簿書番号と件番号を示す。
- (18) 前掲『近代北海道とアイヌ民族』一六四頁。
- (19) 『長官滞在中書類 明治九年自八月至九月札幌本庁記録局公文録』(簿書一五四九)。
- (20) 鈴江英一『開拓使文書を読む』(雄山閣、一九八九年)一三三―一三六頁。
- (21) 『免稅場調及免稅場出產高調方等精密取調方ノ件』『東京往復 明治九年』根室支庁記録課(簿書一八九一、四五件目)。
- (22) 同前。
- (23) 土屋の辞職までの経過は「漁場調査不都合ニ付、権大主典土屋久礼進退何ノ件」『開拓使公文録原本 本庁往復 明治九年』東京出張所(簿書五八三八、七件目)、『根室支庁在勤土屋権大主典進退何ノ件』前掲『東京往復 明治九年』(簿書一八九一、四六件目)ほか。
- (24) 『根室野付西郡界西別川平均割渡ノ件』『長官殿何并上申 全 明治九年』根室支庁記録課(簿書一八八六、二九件目)。以下、開拓使期までの西別川のサケ漁場をめぐる経緯の概要は、岩崎奈緒子『(歴史)とアイヌ』、『日本の歴史』25 日本はどこへ行くのか』(講談社、二〇〇三年、一九三―二三三頁)がたどっている。
- (25) 『西別川鮭漁差留置ノ処川口ヨリ壹里以内十月限差許方ノ件』『管内戸長総代限達 明治九年』根室支庁記録課(簿書一八八五、六件目)。
- (26) 『西別川漁場借渡ニ付一般へノ差許方達ノ件』同前(簿書一八八五、一六件目)。
- (27) 同前。
- (28) あるいは二月二十五日の達には「テス網」の使用を十月中に限って認めるという意味があったのだろうか。
- (29) 八月二十九日に鈴木七等出仕から折田幹事に宛てた文書は、「ニシヘツ川並標津川其

他漁場割渡之節実地検分間数等調査之為出張之官員姓名至急御回有之度」と求めた(前掲、簿書一八九一、四五件目)。漁場割渡しの実務に当たった者から現地の状況を聞き取ろうとしたものかとも思えるが、出頭を求めているのではなく姓名を問うている点からは、調査の不十分さや、修正が必要になるような漁場割渡しを咎める意図があったのではないかと、とも思われる。『支庁日誌 明治九年』根室支庁記録課(簿書一八九二)によれば、西別川の漁場割渡しに携わったのは前述の土屋久礼、標津、目梨両郡の漁場割渡しは十五等出仕小西恭助だった。

(30) 一八七六年八月二十八日開拓使無号告諭『明治九年 開拓使布令録 完』一二三―一二四頁。

(31) 一八七六年九月二十一日開拓使乙第十号布達、『同前』五五―五八頁。

(32) ここで深く論じる準備はないが、サケの回帰数維持という問題意識は、サケの漁獲全般のあり方を問うことに向いてはいはずなのに、開拓使は「テス網」や夜の漁といった特定の漁への攻撃に向きがちだ、という点をどう考えるか、は課題として挙げておく。

(33) 萱野茂『アイヌの民具』(すずさわ書店、一九七八年)一七四―一七五、一八三頁。

(34) 『鮭漁中テス網禁止ノ件』管内布達 明治九年(簿書一八八三、四五件目)。

(35) 引用は「川漁へ建網使用ノ義並ニ旧土人夜間鮭漁差許等ノ件」前掲『長官殿何井上申全 明治九年』(簿書一八八六、四〇件目)による。これを送付する札幌本庁宛ての文書は、一八七六年九月十八日付九ノ六号、折田幹事より堀中判官・調所少判官宛、川漁ニ建網使用方並ニ旧土人夜間漁業差許方何ノ件』本庁往書 第貳 明治九年自一月至十二月』根室支庁記録課(簿書一八八九、七六件目)。

(36) ここで言う「ヤス」が後述する網のヤシヤ(yasaya)を指すのか、刺突具のヤスないしマレクを指すのかは判断できない。

(37) 前掲山田『近代北海道とアイヌ民族』一八七頁。

(38) 前掲岩崎『歴史とアイヌ』は、この文書について「それは、アイヌのそれまでの生業のあり方を尊重する立場からの願い出ではなかった」、「開拓使政策の意図を理解できない」、「不知文盲」のアイヌは憐憫の対象とはなりえても、そのかれらの旧来の営みは、開拓使にとって尊重すべき対象ではなかった」とする(二二―二二頁)。

(39) 『日付欠』十ノ十号、堀中判官・調所少判官・金井信之より西村中判官・安田少判官・小牧幹事宛、鮭川漁ニ建網使用並ニ土人夜間漁業許可方、根室支庁何ノ件』前掲『開拓使公文録 勸業・文書・会計・地方』開拓使札幌本庁(簿書六一―一、三〇件目)。

(40) 一八七六年十月四日付十ノ十五号、堀中判官・調所少判官・金井信之より西村中判官・安田少判官・小牧幹事宛、『同前』(簿書六一―一、三〇件目)。

(41) 一八七六年九月九日付内第一三六号、開拓中判官堀基より各分署・市在各村宛、「鮭漁テス網禁止ノ旨布達、並ニ告諭ノ件」『同前』(簿書六一―一、二五件目)。

(42) 以下は「鮭漁テス網禁止ニ付、幌別郡幌別川・登別川漁場持戻止ノ上郡民自由漁場トシ、漁具カキマレツプ等へ課税ノ件」『同前』(簿書六一―一、二六件目)による。

(43) この点、前掲山田『近代北海道とアイヌ民族』一七二―一七三頁。

(44) 『静内郡七カ村漁場総代深江良助、土人ヤス網漁許可方願出ノ件』前掲『開拓使公文録 勸業・文書・会計・地方』(簿書六一―一、二七件目)。

(45) 萱野茂『アイヌの民具』(すずさわ書店、一九七八年)一八二―一八三頁は、図と写真入りで、網の形状と漁の方法を記載する。他に、犬飼哲夫『釧路地方のアイヌの川漁(ヤス)について』、『北方文化研究報告』第十六号、一九六一年、三五―三八頁を参照。

(46) 一八七六年九月二十六日付九ノ三十三号、岩内分署より記録局宛、「テス網禁止並ニ夜間鮭漁禁止ノ処、夜間海ニテ漁獵ノ義ニ付、岩内分署ヨリ問合ノ件」前掲『開拓使公文録 勸業・文書・会計・地方』(簿書六一―一、二八件目)。

(47) 一八七六年十一月十三日付第八十六号、岩内分署在勤大主典水野義郎より中判官堀基宛、「余市郡夜中鮭漁取扱、処分ノ件」取裁録 明治十年至一月至十二月』札幌本庁民事局勸業課(A四/三八、七六件目)。

(48) 一八七六年十一月二十二日付十一ノ一三七号、小樽分署より勸業課宛、前掲『開拓使公文録 勸業・文書・会計・地方』(簿書六一―一、二八件目)。引用は「余市川ニテ夜間鮭漁許可方、小樽分署上申ノ件」前掲『開拓使公文録 勸業・文書・会計・地方』(簿書六一―一、二九件目)による。

(49) 一八七六年十一月(日欠)諸第四九五号、勸業課より小樽分署宛「余市川鮭夜漁之義ニ付伺」、『同前』(簿書六一―一、二九件目)。

(50) 一八七六年十二月四日付十二ノ十六号、小樽分署より勸業課宛、「余市郡ニテ夜中鮭漁ノ件」各郡文移録 明治十年從十月至十二月』札幌本庁民事局勸業課(A四/三二、六一件目)。

(51) 『余市川鮭等夜漁取扱ノ取扱振遷延ノ件』進退伺処断録 從明治九年至十一月』上局(簿書三三九二、二三件目)。

(52) 一八七七年八月二十二日付第二六一号、小樽分署在勤三等属北川誠一より調所権大書記官宛「余市川鮭夜漁之義ニ付伺」、および「余市郡夜中鮭漁取扱、処分ノ件」取裁録 明治十年自一月至十二月』札幌本庁民事局勸業課(A四/三八、一〇六件目)。

(53) 『余市郡大川筋鮭漁業場所ノ義ニ付同地出張阿部属ヨリ照会ノ件』札幌泉治類典物産税 第三 明治十五年自九月至十月』札幌泉租税課(簿書七四九六、五七件目)を参照。

- (54) 「夜中ニ於ケル鮭漁一般禁止ノ件」『東京並各支庁文移録 明治十年從七月至十二月』札幌本庁民事局勸業課(A四/三四、二九件目)。
- (55) 一八七七年十月(日欠)七ノ十五号、調所大書記官・内海少書記官より根室支庁宛、前掲『東京並各支庁文移録 明治十年從七月至十二月』(A四/三四、二九件目)。文書散逸のためか私の調査不足のためか、今のところ根室支庁がこの文書を受けとったことを確認できていない。
- (56) 前掲萱野『アイヌの民具』一七六一―一七七頁。札幌県が豊平・琴似・発寒川や千歳川流域でサケの「密漁」取締りを行った際に没収された漁具には、「鉤」や「引鉤」が少なからず見られる(「琴似川・発寒川鮭密漁ニ使用ノ器具ノ件」『札幌県治類典 雑 合拾式冊 第二 明治十六年二月』札幌県警察本署(簿書八二五六、三五件目)、および「豊平外六川鮭密漁取締ニ関スル件」『札幌県治類典 水産 第二 明治十九年一月』旧札幌県勸業課(簿書一〇二二二、九件目)。和人とアイヌ民族に共通して用いられていたと見られる。
- (57) この件については、前掲山田『近代北海道とアイヌ民族』一六五―一七〇頁。
- (58) 同前、一六九頁。
- (59) この一八七六年の秋、開拓使は毒矢猟の禁止を獵期直前に一方的に決定し、各地のアイヌ民族が延期を求めた歎願を聞き入れず、禁止を強行した(前掲山田『近代北海道とアイヌ民族』第一章)。十分な代替措置も時間的な余裕もない状態で、アイヌ民族に従来の生業活動の排除を迫る姿勢に、共通性が見られる。

Prohibition by Kaitakushi (the Hokkaido Development Commission) of 'Tesu-ami' Fishing and Night Fishing of River Salmon

YAMADA Shin'ichi

Among its plans to encourage industrial development in Hokkaido, Kaitakushi (the Hokkaido Development Commission, active 1869-1882) strengthened regulations against salmon fishing in rivers. This paper focuses on the proclamation of August 1876 which prohibited 'tesu-ami' fishing and night fishing, outlines facts regarding its legislative process and outcomes, and considers related problems. Below is a summary of findings.

① This proclamation was issued with a close relation to the measures enacted during Commissioner KURODA Kiyotaka's stay in Nemuro, which abolished monopolistic fishery rights held by certain capitalists under the *gyoba-mochi* fishery operator arrangement.

② 'Tesu-ami' is derived from *tes*, an Ainu fishing method, and *ami*, the Japanese word for fishing net, although beyond this the specific

meaning is unclear. The proclamation states that 'tesu-ami' had already been generally prohibited; however, further verification is required to confirm if this statement is true.

③ The prohibition of night salmon fishing was met with bewilderment and opposition from fishermen in many regions, such as the jurisdiction of the Nemuro Office of the Hokkaido Development Commission. It is doubtful that the Hokkaido Development Commission gave sufficient prior consideration to the necessity and effects of the prohibition.

④ This proclamation was enacted just before the salmon upstream migration season, causing confusion between fishery businesses and local offices of the Hokkaido Development Commission.